

令和2年第1回(3月)上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第13号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第6号)	福祉課ほか	1~11
議案第14号	令和元年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	国保年金課	12
議案第18号	令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算(第4号)	高齢者支援課	13
議案第20号	令和元年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	国保年金課	14
議案第21号	令和元年度上越市病院事業会計補正予算(第2号)	健康づくり推進課 地域医療推進室	15
議案第35号	上越市介護保険条例の一部改正について	高齢者支援課	16~17
議案第36号	上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例及び上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	こども課	18~21
議案第37号	上越市子どもの権利に関する条例及び上越市子ども・子育て会議条例の一部改正について	こども課	22~26
議案第38号	上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について	福祉交流プラザ	27~28
議案第1号	令和2年度上越市一般会計予算	福祉課ほか	29~201
議案第2号	令和2年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	202~210
議案第3号	令和2年度上越市診療所特別会計予算	健康づくり推進課 地域医療推進室	211~215
議案第4号	令和2年度上越市介護保険特別会計予算	高齢者支援課	216~234
議案第6号	令和2年度上越市後期高齢者医療特別会計予算	国保年金課	235~240
議案第7号	令和2年度上越市病院事業会計予算	健康づくり推進課 地域医療推進室	241~245

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第13号
提出課	福祉課

歳出科目 (P94~P95)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総務管理費	28,989	11,395	40,384

主な補正財源		主な経費	
寄附金	11,395	積立金	11,395

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金に積み立てるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
寄附金	社会福祉費寄附金 (社会福祉施設整備費寄附金)	0	11,395	11,395

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
積立金	社会福祉施設整備基金積立金	4,010	11,395	15,405

<積立金に係る寄附金の状況>

区分	内訳		金額(円)	合計(円)
令和元年度寄附金 (平成31年4月~令和2年1月分)	個人	8件	11,244,666	11,394,937
	団体	2件	150,271	

<参考>上越市社会福祉施設整備基金の状況

(単位：円)

平成30年度末 現在高 (A)	令和元年度 積立(見込み) (B)	令和元年度 取り崩し (C)	令和元年度末 現在高(見込み) (A)+(B)-(C)
429,175,789	15,404,937	0	444,580,726

歳出科目 (P94~P95)	3款1項3目	障害福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
障害者施設助成事業	35,456	△4,909	30,547

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△4,909	負担金補助及び交付金	
			△4,909

【補正理由】

グループホームの整備を予定していた事業所において、年度内の事業着工が見込めないこと及び総事業費が当初の見込みを下回ったことから、予算を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	12,822	△4,909	7,913

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	グループホーム整備事業費 補助金	12,822	△4,909	7,913

歳出科目 (P94~P95)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
----------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護給付・訓練等給付事業	3,791,856	34,391	3,826,247

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	17,196	扶助費	34,391
県支出金	8,598		
一般財源	8,597		

【補正理由】

介護給付・訓練等給付事業の就労継続支援B型サービスにおいて、給付費の不足が見込まれるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	363,847	17,196	381,043
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	181,923	8,598	190,521
一般財源		181,925	8,597	190,522
合計		727,695	34,391	762,086

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	就労継続支援 (B型)	727,695	34,391	762,086

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P94~P95)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉施設建設事業	225,002	△45,649	179,353

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	152	負担金補助及び交付金	
県支出金	△45,877		△45,649
一般財源	76		

【補正理由】

小規模多機能型居宅介護の開設が翌年度に繰り越されることから施設開設準備経費等支援事業費補助金を減額するほか、介護医療院の開設工事が完了したことからユニット化改修等支援事業費補助金を減額する。また、認知症対応型共同生活介護のブロック塀の改修工事について、国の補助金の内示があると見込まれることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	7,700	152	7,852
県支出金	施設開設準備経費等支援事業費補助金	29,151	△7,551	21,600
	ユニット化改修等支援事業費補助金	96,336	△38,326	58,010
一般財源		0	76	76
合計		133,187	△45,649	87,538

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	施設開設準備経費等支援事業費補助金	29,151	△7,551	21,600
	ユニット化改修等支援事業費補助金	96,336	△38,326	58,010
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	7,700	228	7,928
合計		133,187	△45,649	87,538

<対象施設>

施設種別	整備事業者	補助金名称	交付額
小規模多機能型居宅介護	(福) 上越あたご福祉会	施設開設準備経費等支援事業費補助金	7,551
介護医療院	(医) 麓会	ユニット化改修等支援事業費補助金	58,010
認知症対応型共同生活介護	(有) 藤田企画	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	228

歳出科目 (P94~P97)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
五智養護老人ホーム管理運営費	255,079	△9,549	245,530

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	△9,637	委託料	△9,549
一般財源	88		

【補正理由】

入所者数が当初の見込みを下回ることから、予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	養護老人ホーム事務委託負担金	72,443	△9,637	62,806
	養護老人ホーム措置費負担金ほか	51,060	0	51,060
一般財源		123,803	88	123,891
合計		247,306	△9,549	237,757

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	施設管理運営業務委託料	247,306	△9,549	237,757

<延べ入所者数>

(単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
1,776	1,707	△69

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P96~P97)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,345,272	△8,893	2,336,379

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△2,448	負担金補助及び交付金	
一般財源	△6,445		△5,630
		繰出金	△3,263

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合による事務費負担金の納付額決定に基づき負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	317,624	△2,448	315,176
一般財源		2,027,648	△6,445	2,021,203
合計		2,345,272	△8,893	2,336,379

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	事務費負担金	86,907	△5,630	81,277
	療養給付費負担金	1,790,662	0	1,790,662
繰出金	後期高齢者医療特別会計 繰出金	467,703	△3,263	464,440
合計		2,345,272	△8,893	2,336,379

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P96~P97)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,200,595	△113,516	2,087,079

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△7,893	報酬	△64,556
諸収入	△8,436	共済費	△13,741
一般財源	△97,187	需用費	△8,436
		委託料	△26,783

【補正理由】

公立保育所運営費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援事業補助金	28,604	△7,893	20,711
諸収入	保育課雑入 (保育所職員給食費負担金)	61,777	△8,436	53,341
一般財源		1,829,217	△97,187	1,732,030
合計		1,919,598	△113,516	1,806,082

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
報酬	1,139,133	△64,556	1,074,577
共済費	177,786	△13,741	164,045
需用費	446,474	△8,436	438,038
委託料	156,205	△26,783	129,422
合計	1,919,598	△113,516	1,806,082

歳出科目 (P96~P97)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	2,585,184	△60,749	2,524,435

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△32,274	委託料	△28,782
県支出金	△12,819	扶助費	△26,352
一般財源	△15,656	負担金補助及び交付金	
			△5,615

【補正理由】

私立保育園等にかかる運営費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	私立保育所利用者負担金	306,327	0	306,327
国庫支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	943,508	△28,531	914,977
	保育所等整備交付金	46,899	△3,743	43,156
県支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	441,500	△11,992	429,508
	市町村う蝕予防事業補助金	95	0	95
	私立保育所等施設型給付費地方単独費用県補助金	47,211	△827	46,384
一般財源		767,665	△15,656	752,009
合計		2,553,205	△60,749	2,492,456

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	1,851,545	△28,782	1,822,763
負担金補助及び交付金	116,500	△5,615	110,885
扶助費	585,160	△26,352	558,808
合計	2,553,205	△60,749	2,492,456

歳出科目 (P96～P97)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	257,411	△4,976	252,435

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△4,976	委託料	△4,976

【補正理由】

私立保育園等における障害児保育委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	12,972	0	12,972
県支出金	子ども・子育て支援交付金	99,249	0	99,249
一般財源		145,190	△4,976	140,214
合計		257,411	△4,976	252,435

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	障害児保育委託料	43,883	△4,976	38,907
	地域活動事業委託料	3,849	0	3,849
	延長保育促進事業委託料	32,664	0	32,664
	未満児保育事業委託料	170,400	0	170,400
負担金補助 及び交付金	一時預かり事業補助金	6,252	0	6,252
	障害児保育環境改善事業補助金	363	0	363
合計		257,411	△4,976	252,435

歳出科目 (P96～P97)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
----------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所施設整備事業	537,335	△21,054	516,281

主な補正財源		主な経費	
市債	△20,200	工事請負費	△21,054
一般財源	△854		

【補正理由】

私立名立たちばな保育園（予定）新築工事費及び南川保育園改修工事費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
財産収入	社会福祉施設整備基金利子	1,644	0	1,644
市債	保育園整備事業	492,400	△20,200	472,200
一般財源		38,498	△854	37,644
合計		532,542	△21,054	511,488

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費		2,707	0	2,707
役務費		1,990	0	1,990
委託料		16,899	0	16,899
工事請負費		501,092	△21,054	480,038
備品購入費		9,251	0	9,251
負担金補助及び交付金		603	0	603
合計		532,542	△21,054	511,488

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第14号
提 出 課	国保年金課

令和元年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

保険基盤安定負担金の交付決定及び財政安定化支援事業繰出金の確定にあわせて一般会計繰入金を減額するとともに、収支の均衡を図るため財政調整基金繰入金を増額するもの。

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	1,440,035	0	1,440,035
	一般会計繰入金	1,263,252	△17,462	1,245,790
	保険基盤安定繰入金	852,815	3,799	856,614
	財政安定化支援事業繰入金	196,661	△21,261	175,400
	基金繰入金	176,783	17,462	194,245

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 8 号
提 出 課	高齢者支援課

令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから、増額するもの
- (2) 地域支援事業費及び諸支出金について、決算見込みにあわせてそれぞれ補正をするもの
- (3) 保険者機能強化推進交付金の交付決定を受けたことから、財源を組み替えるもの
- (4) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、基金繰入金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	保険料	4,703,644	31,243	4,734,887
3	国庫支出金	5,431,926	46,161	5,478,087
4	支払基金交付金	6,033,176	5,781	6,038,957
5	県支出金	3,356,397	2,840	3,359,237
7	繰入金	3,618,205	△63,016	3,555,189

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	地域支援事業費	891,353	22,259	913,612
5	諸支出金	115,813	750	116,563

<歳入の内訳>

○保険料	第 1 号被保険者保険料	31,243
○国庫支出金	調整交付金	1,902
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業等）	4,608
	介護保険事業費補助金	△1,229
	保険者機能強化推進交付金	40,880
○支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	5,781
○県支出金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業等）	2,840
○繰入金	一般会計繰入金	4,069
	基金繰入金	△67,085

<歳出の内訳>

○地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業	21,361
	認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業	847
	審査費	51
○諸支出金	第 1 号被保険者保険料還付金	750

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第20号
提出課	国保年金課

令和元年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するとともに、歳入額にあわせて後期高齢者医療広域連合納付金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	繰入金	467,703	△3,263	464,440
	保険基盤安定繰入金	423,499	△3,263	420,236

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,002,294	△3,263	1,999,031

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第21号
提出課	健康づくり推進課 地域医療推進室

令和元年度上越市病院事業会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

施設の改築に向けて、今年度は基本計画を策定し、基本設計へと進めていくこととしていたが、スケジュールを見直した結果、今年度中に基本設計に着手しないことから、基本設計に係る予算を減額するもの

【補正内容】

資本的収入及び支出

（支出）

単位：千円

款	区分	補正前	補正額	補正後
1	資本的支出	350,638	△54,956	295,682
	建設改良費	147,776	△54,956	92,820
	施設整備費	147,776	△54,956	92,820

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第35号
提 出 課	高齢者支援課

上越市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

消費税率の引上げを受け、低所得者に係る介護保険料について、更なる負担軽減を図るもの

2 改正内容

(1) 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次に掲げる者の保険料を次に定める額とする。(第8条関係)

ア 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者 1万5,600円

イ 介護保険法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 2万 300円

ウ 介護保険法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 3万9,700円

(2) (1)の改正は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

規則で定める日

4 上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(第1号被保険者の保険料率)	(第1号被保険者の保険料率)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 略	3 略
(1) 第1項第1号に該当する者 <u>1万5,600円</u>	(1) 第1項第1号に該当する者 <u>2万1,400円</u>
(2) 第1項第2号に該当する者 <u>2万300円</u>	(2) 第1項第2号に該当する者 <u>3万円</u>
(3) 第1項第3号に該当する者 <u>3万9,700円</u>	(3) 第1項第3号に該当する者 <u>4万1,700円</u>

【参考】介護保険料一覧

段階	負担割合 軽減	所得段階の要件	負担 割合	保険料 年額(円)
第1段階	軽減前	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下で市民税世帯非課税の人	0.40	31,200
	一部実施 (平成27年4月)		0.35	27,300
	軽減幅1/2 (令和元年度)		0.275	21,400
	完全実施 (令和2年度)		0.20	15,600
第2段階	軽減前	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の人	0.51	39,700
	軽減幅1/2 (令和元年度)		0.385	30,000
	完全実施 (令和2年度)		0.26	20,300
第3段階	軽減前	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える人	0.56	43,600
	軽減幅1/2 (令和元年度)		0.535	41,700
	完全実施 (令和2年度)		0.51	39,700
第4段階		市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	0.92	71,600
第5段階(基準額)		市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超える人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	1.00	77,800
第6段階		市民税課税で合計所得金額が50万円未満の人	1.15	89,500
第7段階		市民税課税で合計所得金額が50万円以上125万円未満の人	1.20	93,400
第8段階		市民税課税で合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	1.34	104,300
第9段階		市民税課税で合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	1.35	105,100
第10段階		市民税課税で合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	1.65	128,400
第11段階		市民税課税で合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	1.95	151,800
第12段階		市民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	2.25	175,100
第13段階		市民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2.60	202,300
第14段階		市民税課税で合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	2.70	210,100
第15段階		市民税課税で合計所得金額が900万円以上の人	2.80	217,900

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第36号
提 出 課	こども課

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例及び上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 改正理由

子育て世帯の経済的負担の軽減や、子どもの疾病の早期発見及び早期治療に結び付けるため、医療費を完全無料化する範囲について、これまでの小学校就学前児童に加えて、市民税非課税世帯の小学生まで拡大するとともに、当該助成の申請手続についても個人番号を利用して簡略化するもの

2 改正内容

(1) 第1条の規定による上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の改正内容

ア 市民税非課税世帯の小学生の保護者について、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成の助成対象者であっても子どもの医療費助成の対象とすることとする。(第3条関係)

イ 医療費等を助成する場合に、市民税非課税世帯の小学生の保護者が医療費の自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合を加える。(第6条関係)

(2) 第2条の規定による上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務に上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるものを加えるとともに、当該事務を情報連携可能とする。(別表第1、別表第2関係)

(3) 第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第3条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和2年9月1日

4 上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例及び上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次に掲げる子ども</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">以外</p> <p>の子どもの保護者にあつては、市が重度の障害者に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。</p> <p>ア <u>出生した日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</u></p> <p>イ <u>満6歳に達した日以後の最初の4月1日から満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どものうち市町村民税非課税世帯に属する子ども</u> (追加)</p> <p>(5) <u>前号ア又はイに掲げる子ども以外の子どもの保護者にあつては、市がひとり親家庭等に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。</u></p> <p>(医療費等の助成)</p> <p>第6条 市長は、受給資格者が医療費につき自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額から一部負担金の額を控除して得た額（妊産婦並びに第3条第4号ア及びイに掲げる子どもの保護者である受給資格者にあつては、当該支払額）を助成する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>出生した日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「就学前児童」という。）以外の子どもの保護者にあつては、市が重度の障害者に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。</u></p> <p>(5) <u>就学前児童</u> 以外の子どもの保護者にあつては、市がひとり親家庭等に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。</p> <p>(医療費等の助成)</p> <p>第6条 市長は、受給資格者が医療費につき自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額から一部負担金の額を控除して得た額（妊産婦及び就学前児童 _____ の保護者である受給資格者にあつては、当該支払額）を助成する。</p> <p>2及び3 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前												
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">個人番号利用機関</td> <td style="width: 50%;">個人番号利用事務</td> </tr> <tr> <td>1 上越市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上越市ひとり親家</td> </tr> </table>	個人番号利用機関	個人番号利用事務	1 上越市長	(略)		上越市ひとり親家	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">個人番号利用機関</td> <td style="width: 50%;">個人番号利用事務</td> </tr> <tr> <td>1 上越市長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上越市ひとり親家</td> </tr> </table>	個人番号利用機関	個人番号利用事務	1 上越市長	(略)		上越市ひとり親家
個人番号利用機関	個人番号利用事務												
1 上越市長	(略)												
	上越市ひとり親家												
個人番号利用機関	個人番号利用事務												
1 上越市長	(略)												
	上越市ひとり親家												

改正案

改正前

庭等医療費助成規則（平成3年上越市規則第1号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和48年上越市条例第11号）による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

(追加)

上越市営住宅条例（平成9年上越市条例第42号）による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

(略)

別表第2（第3条関係）

個人番号利用機関	個人番号利用事務	特定個人情報
1	(略)	
上越市長	上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	上越市妊産婦及び子どもの	地方税関係情報であっ

庭等医療費助成規則（平成3年上越市規則第1号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

上越市営住宅条例（平成9年上越市条例第42号）による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

(略)

別表第2（第3条関係）

個人番号利用機関	個人番号利用事務	特定個人情報
1	(略)	
上越市長	上越市ひとり親家庭等医療費助成規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案		改 正 前	
医療費助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの		
	(追加)		
上越市営住宅条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの	上越市営住宅条例による市営賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
(略)		(略)	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 37 号
提 出 課	こども課

上越市子どもの権利に関する条例及び上越市子ども・子育て 会議条例の一部改正について

1 改正理由

令和 2 年度を初年度とする上越市子ども・子育て支援総合計画の推進に当たり、子どもの権利に関する施策を子ども・子育て支援に関する施策と一体的に推進していくため、それぞれの条例で定める施策及び附属機関の規定を整備するもの

2 改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市子どもの権利に関する条例の一部改正

ア 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策等に関する規定を削る。(第 4 章関係)

イ 上越市子どもの権利委員会に関する規定を削る。(第 5 章関係)

(2) 第 2 条の規定による上越市子ども・子育て会議条例の一部改正

ア 上越市子ども・子育て会議において、子どもの権利に関する施策の実施状況を調査し、及び審議することができることとする。(第 2 条関係)

イ 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の人数の上限を 20 人から 23 人に改める。(第 3 条関係)

(3) 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、(2)イの改正の施行前においても行うことができることとする。(附則第 2 項関係)

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日。ただし、2(3)の改正は、公布の日

4 上越市子どもの権利に関する条例及び上越市子ども・子育て会議条例改正案新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市子どもの権利に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
目次	目次
前文	前文
第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)	第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
第 2 章 子どもの権利 (第 4 条—第 9 条)	第 2 章 子どもの権利 (第 4 条—第 9 条)
第 3 章 子どもの権利を尊重し、及び保障すべき主体となるものの責務 (第 10 条—第 14 条)	第 3 章 子どもの権利を尊重し、及び保障すべき主体となるものの責務 (第 10 条—第 14 条)
(削除)	<u>第 4 章 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策等 (第 15 条—第 18 条)</u>
	第 5 章 上越市子どもの権利委員会 (第

改 正 案	改 正 前
<p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>19条—第23条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第4章 子どもの権利の尊重及び保障</u> <u>に関する施策等</u> <u>(施策の策定等に係る指針)</u></p> <p><u>第15条 市は、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、かつ、子どもの心身の健やかな成長を支援すること。</u></p> <p><u>(2) 子どもが地域社会で守られ、育てられることを支援すること。</u></p> <p><u>(3) 子どもが、あらゆる場面において、いかなる差別もされないようにすること。</u></p> <p><u>(4) 子どもの虐待及びいじめを防止し、並びに虐待及びいじめを受けている子どもを早期に救済すること。</u></p> <p><u>(5) 子どもの意見を最大限に尊重すること。</u></p> <p><u>(6) 子どもが自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力をしようとする意識を持てるようにすること。</u></p> <p><u>(7) 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人のことも思いやり、尊重することができるようにすること。</u></p> <p><u>(子どもの権利基本計画)</u></p> <p><u>第16条 市長は、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の基本的な計画（以下「子どもの権利基本計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p><u>2 子ども権利基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の長期的な目標</u></p> <p><u>(2) 子ども権利の尊重及び保障に関する長期的かつ総合的な施策の大綱</u></p> <p><u>(3) その他子どもの権利の尊重及び保障に</u></p>

改 正 案	改 正 前
	<p><u>関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>市長は、子どもの権利基本計画を定めるに当たっては、子どもの意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ上越市子どもの権利委員会の意見を聴かなければならない。</u></p>
(削除)	<p>4 <u>市長は、子どもの権利基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定は、子どもの権利基本計画の変更について準用する。</u> <u>(市が実施する基本的な施策)</u></p> <p><u>第17条 市は、子どもの権利の尊重及び保障が推進されるよう、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>子どもの権利に関する知識の普及及び意識の啓発</u></p> <p>(2) <u>地域社会で子どもを守り、並びに子どもの権利の尊重及び保障を推進しようとする社会環境の整備</u></p> <p>(3) <u>子どもがその権利を享受するために必要な社会環境の整備</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる事項を助長するための教育及び学習の振興</u></p> <p>ア <u>子どもが自らの権利を理解すること。</u></p> <p>イ <u>子どもが自らの可能性を信じ、自身の成長のために努力しようとする意識を持つこと。</u></p> <p>ウ <u>他の人を思いやる意識を持つこと。</u></p> <p>(5) <u>虐待、いじめその他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置</u></p> <p>(6) <u>地域社会を構成する者が行う自発的な子どもの権利の尊重及び保障に関する活動に対する支援</u></p> <p>(7) <u>子どもの権利の侵害に関する相談窓口の整備、関係機関等との連携体制の整備</u> <u>その他子どもの権利の尊重及び保障に必要な体制の整備</u> <u>(施策の実施状況の公表)</u></p>
(削除)	<p><u>第18条 市長は、毎年、子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなけれ</u></p>

改 正 案	改 正 前
(削除) (削除)	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>第 5 章 上越市子どもの権利委員会</u> <u>(設置)</u></p> <p><u>第 1 9 条 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査審議するため、上越市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）</u></p>
(削除)	<p><u>を置く。</u></p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p><u>第 2 0 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 子どもの権利基本計画に関し、第 1 6 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。</u></p> <p><u>(2) 市長の諮問に応じ、子どもの権利の尊重及び保障に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(3) 子どもの権利の尊重及び保障に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が子どもの権利の尊重及び保障に及ぼす影響を評価すること。</u></p>
(削除)	<p><u>2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、子どもの権利の尊重及び保障に関し市長に意見を述べることができる。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第 2 1 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 2 0 人以内の委員をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(3) 事業者</u></p> <p><u>(4) 教育関係者等</u></p> <p><u>(5) P T A 等の代表者</u></p> <p><u>(6) 子ども支援活動団体の代表者</u></p> <p><u>(7) 公募に応じた市民</u></p> <p><u>(8) その他市長が必要と認める者</u></p>
(削除)	<p><u>(委員の任期)</u></p> <p><u>第 2 2 条 委員会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第 2 3 条 前 3 条に定めるもののほか、委員</u></p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<u>会に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

(2) 第2条の規定による上越市子ども・子育て会議条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 略	第2条 略
(1) 略	(1) 略
(2) <u>上越市子どもの権利に関する条例（平成20年上越市条例第4号）第1条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。</u>	
(追加)	
(3) 略	(2) 略
(組織)	(組織)
第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する <u>23人以内</u> の委員をもって組織する。	第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する <u>20人以内</u> の委員をもって組織する。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第38号
提出課	福祉交流プラザ

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

1 改正理由

福祉交流プラザ内の基幹相談支援センターにおいて外部委託により実施している障害者に係る各種相談業務について、令和2年度以降、すこやかにくらし包括支援センター並びに市内11の地域包括支援センターで実施することとし、所要の改正を行うもの

2 改正内容

基幹相談支援センターに係る規定を削る。(第3条、第5条、第6条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 上越市福祉交流プラザ条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前																						
(施設) 第3条 略 (1) 略 (削除) (2)~(13) 略 (利用時間) 第5条 略	(施設) 第3条 略 (1) 略 (2) <u>基幹相談支援センター</u> (3)~(14) 略 (利用時間) 第5条 略																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すこやかにくらし包括支援センター</td> <td rowspan="4">午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td><u>基幹相談支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> </tr> <tr> <td>顕彰コーナー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間	すこやかにくらし包括支援センター	午前8時30分から午後5時15分まで	<u>基幹相談支援センター</u>	こども発達支援センター	図書室	顕彰コーナー		(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すこやかにくらし包括支援センター</td> <td rowspan="4">午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td><u>基幹相談支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> </tr> <tr> <td>顕彰コーナー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間	すこやかにくらし包括支援センター	午前8時30分から午後5時15分まで	<u>基幹相談支援センター</u>	こども発達支援センター	図書室	顕彰コーナー		(略)	
施設名	利用時間																						
すこやかにくらし包括支援センター	午前8時30分から午後5時15分まで																						
<u>基幹相談支援センター</u>																							
こども発達支援センター																							
図書室																							
顕彰コーナー																							
(略)																							
施設名	利用時間																						
すこやかにくらし包括支援センター	午前8時30分から午後5時15分まで																						
<u>基幹相談支援センター</u>																							
こども発達支援センター																							
図書室																							
顕彰コーナー																							
(略)																							
(休館日) 第6条 略	(休館日) 第6条 略																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すこやかにくらし包括支援センター</td> <td rowspan="3">日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休</td> </tr> <tr> <td><u>基幹相談支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援セ</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休館日	すこやかにくらし包括支援センター	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休	<u>基幹相談支援センター</u>	こども発達支援セ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すこやかにくらし包括支援センター</td> <td rowspan="3">日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休</td> </tr> <tr> <td><u>基幹相談支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援セ</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休館日	すこやかにくらし包括支援センター	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休	<u>基幹相談支援センター</u>	こども発達支援セ										
施設名	休館日																						
すこやかにくらし包括支援センター	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休																						
<u>基幹相談支援センター</u>																							
こども発達支援セ																							
施設名	休館日																						
すこやかにくらし包括支援センター	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休																						
<u>基幹相談支援センター</u>																							
こども発達支援セ																							

改 正 案		改 正 前	
ンター 病後児保育室	日」という。) 及び 12月29日から翌 年1月3日まで	ンター 病後児保育室	日」という。) 及び 12月29日から翌 年1月3日まで
(略)		(略)	

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	福祉課

歳出科目 (P170～P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉協議会費	40,270	40,483	△213

主な財源		主な経費	
一般財源	40,270	負担金補助及び交付金	40,270

【目的】

上越市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動を支援し、当市の地域福祉を推進する。

【実施内容】

(1) 社会福祉協議会補助金 17,112

上越市社会福祉協議会の地域福祉活動に係る経費の一部を補助する。

※福祉活動専門員の設置に対し措置される、前年度の普通交付税の基準財政需要額をもって当該年度の補助金として交付するもの

- ・平成29年度…17,057
- ・平成30年度…16,747
- ・令和元年度…17,325

(2) やすづか学園運営費補助金 18,000

いじめや不登校で悩んでいる小学4年生から中学3年生までの児童、生徒を対象とするフリースクール「やすづか学園」の運営に係る経費の一部を補助する。

<在籍(在学)者数等>

(令和2年2月1日現在)

学年	人数(人)			出身地(人)
	男	女	計	
小学4年	1	0	1	県内(1) ※うち上越市(1)
小学6年	0	4	4	県内(3) ※うち上越市(3) 県外(1)
中学1年	2	0	2	県内(1) ※うち上越市(1) 県外(1)
中学2年	2	1	3	県内(3) ※うち上越市(3)
中学3年	4	1	5	県内(2) ※うち上越市(1) 県外(3)
合計	9	6	15	県内(10) ※うち上越市(9) 県外(5)

(3) 権利擁護事業補助金 5,158

権利擁護事業の実施に係る経費の一部を補助する。

・日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的・精神に障害のある要支援者で、金銭管理などの判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等の支援を行う。

・法人後見事業

成年後見制度において、親族による後見や個人による第三者後見が見込めない事案を受任するほか、成年後見制度についての啓発を行う。

歳出科目 (P170～P171)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
民生委員・児童委員活動費	26,527	26,874	△347

主な財源		主な経費	
一般財源	26,527	報償費	24,284
		旅費	96
		需用費	17
		役員費	217
		負担金補助及び交付金	1,913

【目的】

地域住民の身近な相談相手であり関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援し、要配慮者を始め支援を必要とする市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

【2 年度目標】

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域住民の身近な相談相手、関係機関とのつなぎ役としての活動が実践できるよう研修会等を開催する。
- ・欠員地区の解消に向けて、関係する町内会への働きかけと支援を行うとともに、担当区域の見直し等について検討を行う。

【実施内容】

(1) 活動報償金 24,284

民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の相談役としての安定した活動を推進するため、活動に要する経費として支出する。

<活動報償金（年額）>

項目	地区協議会長	一般委員
上越市	62,200 円	55,200 円
新潟県	51,000 円	51,000 円
合計	113,200 円	106,200 円

(2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会への補助金 1,863

協議会の活動を強化し、委員の資質向上を図るため、連合会が実施する各種研修に係る経費の一部を補助金として交付する。

<積算基礎>

人数割@4,000 円×437 人+協議会割@5,000 円×23 地区

<主な研修>

- ・ブロック研修会 … 計 6 回

複数の地区民生委員児童委員協議会が合同で研修を行い、活動に役立つ知識や交流を深める。

- ・全体研修 … 年 1 回

外部講師を招き、広い視野を持って活動が行えるよう必要な知識を習得する。

(3) 欠員地区の解消に向けての取組 46

欠員地区の解消に向け、民生委員・児童委員が担当する区域の見直しや協力員制度についての検討を行う。

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P172~P173)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
要援護世帯除雪費助成事業	55,318	57,308	△1,990

主な財源		主な経費	
寄附金	1	需用費	10
一般財源	55,317	役務費	1,637
		扶助費	53,671

【目的】

自らの力で除雪することが困難なひとり暮らし高齢者などの要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成することで、冬期間における雪害事故を防止し、安心できる生活の確保と福祉の増進を図る。

【2年度目標】

適切かつ確実な助成の実施とともに、引き続き、要援護世帯にかかる除排雪費用の把握及び近年の降雪状況を踏まえて必要経費の分析・検証を行い、適切な助成内容の検討を行う。

【実施内容】

(1) 対象世帯

区分	対象世帯
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・60歳以上の人のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯 ・65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきりの人と児童のみの世帯
ひとり暮らし高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上又は60歳以上の寝たきりの人の単身世帯
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
準母子・準父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び65歳以上の高齢者のみの世帯
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と60歳以上の人のみの世帯 ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と児童のみの世帯 ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人のみの世帯
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童…18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人

(2) 対象としない世帯

次に該当する場合は、上記(1)の対象世帯であっても助成の対象としない。

- ・ 市民税所得割が課税の世帯
- ・ 生活保護世帯（生活保護費で支給するため）
- ・ 自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ・ 冬期間に自宅が不在となる世帯
- ・ 同一家屋内（敷地内含む）で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯
- ・ 他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯

(3) 助成限度額（一冬期間の1世帯当たりの上限額）

多雪区域 ※積雪深が2mを超える地域	その他の区域
65,600円	41,000円

(4) 助成世帯数、助成額

区 分	平成30年度		令和元年度 (1月末現在)		令和2年度	
	多雪	その他	多雪	その他	多雪	その他
助成世帯数（世帯）	543	850	13	0	557	1,057
助成額（千円）	22,759	11,085	84	0	29,030	24,641
平均助成額（円）	41,913	13,041	6,462	0	52,118	23,312
助成世帯数（世帯）	1,393		13		1,614	
助成額（千円）	33,844		84		53,671	

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P172～P173)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民いこいの家管理運営費	15,333	15,218	115

主な財源		主な経費	
一般財源	15,333	需用費	635
		委託料	14,698

【目的】

家族やグループが心身のリフレッシュと健康増進を図る目的で、気軽に利用できる憩いの場を提供するため、施設の円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理を行う。

【2年度目標】

年間利用者数 54,000人

(平成29年度：53,265人、平成30年度：53,403人、令和元年度見込み：52,000人)

【実施内容】

(1) 指定管理者

株式会社 新潟ビルサービス (指定期間：平成31年4月1日～令和4年3月31日)

(2) 業務内容

施設及び設備の維持管理並びに利用の承認

<施設の概要>

(1) 所在地

上越市石橋1丁目1番3号 (平成6年4月開設)

(2) 構造等

鉄骨造一部2階建 延床面積1,072.84㎡

(3) 施設内容

和室、多目的室、浴場など

歳出科目 (P172～P173)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護観察費	2,122	2,122	0

主な財源		主な経費	
一般財源	2,122	負担金補助及び交付金	2,122

【目的】

社会奉仕の精神で更生保護活動を行う上越地区保護司会と更生保護女性会に対し、支援を行うことにより、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を図る。

【実施内容】

<団体の概要>

(1) 上越地区保護司会 1,970

- ・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司により組織された団体
- ・保護司の身分は、非常勤の国家公務員（無報酬）
- ・保護司現員数 69 人、保護観察件数 34 件（いずれも令和 2 年 1 月 1 日現在）
- ・「更生保護サポートセンター」を福祉交流プラザ内に開設し、保護観察対象者等への面接場所の提供のほか、地域の関係機関との連絡調整などを行い、更生保護活動の発展と充実強化を図っている。

(2) 更生保護女性会 152

- ・女性の立場から、更生保護に取り組むボランティア団体
- ・犯罪や非行の防止、青少年の健全育成のための活動など幅広い活動に取り組んでいる。
- ・令和元年度会員数：331 人（令和 2 年 1 月 1 日現在）

歳出科目（P172～P173）	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉総務管理費	25,830	24,979	851

主な財源		主な経費	
国庫支出金	710	報酬	17,217
県支出金	355	職員手当等	572
一般財源	24,765	共済費	2,832
		旅費	626
		需用費	1,566
		委託料	2,321

【目的】

誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、市民が相談しやすいよう福祉総合窓口センターを設置するとともに、事業の効率的な運営を推進する。

【実施内容】

- (1) 窓口相談業務の委託 2,321
木田庁舎の福祉総合窓口センターに手話通訳ができる福祉相談員1人を配置し、聴覚に障害のある人の相談に常時対応できる体制を整えるとともに、身体障害者手帳等の申請・受付業務等の福祉に関する相談業務を行う。
- (2) 会計年度任用職員の配置（12人） 21,172
福祉総合窓口センター等に福祉相談員4人及び各種福祉業務の事務職8人を配置する。
- (3) 「上越市のふくし」の作成
健康福祉事業の実施状況や制度の概況、各種福祉関係データなどをまとめた「上越市のふくし（令和2年版）」を発行する。
- (4) 庁用車（5台）の管理 1,421
燃料費、修繕料、手数料、保険料、有料道路使用料、自動車重量税
- (5) 上越市社会福祉施設整備基金
 - ・令和元年度末現在高 444,580,726円（見込み）
 - ・平成30年7月30日発行の神奈川県第37回20年公募公債を購入
 - ・基金の運用利子については、社会福祉施設の整備費用に充当する。
 ※令和2年度は、3款2項2目の公立保育所運営費に充当（1,662千円）

歳出科目 (P172~P173)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉業務管理システム開発・運営費	5,781	5,781	0

主な財源		主な経費	
一般財源	5,781	使用料及び賃借料	5,781

【目的】

各種福祉サービス利用者の情報を上越市福祉業務管理システムで一元管理することにより、情報を共有し、利用者の手続きの簡素化と事務処理の迅速化を進め、市民の利便性の向上を図る。

【実施内容】

- (1) 生活保護システムの賃借料 5,757
契約期間：平成30年3月1日から令和5年2月28日まで（60か月）
- (2) レセプトオンラインシステム回線使用料 24
 - ① 概要
社会保険診療報酬支払基金からレセプトデータを取得するためのシステム回線使用料
 - ② データの取得が必要な業務
 - ・重度心身障害者医療費助成制度（福祉課）
 - ・子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、妊産婦医療費助成制度（こども課）

歳出科目 (P172～P175)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活困窮者自立支援事業	36,093	28,346	7,747

主な財源		主な経費	
国庫支出金	25,703	旅費	11
一般財源	10,390	委託料	35,258
		扶助費	824

【目的】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施し、困窮状態からの脱却、早期自立を促すとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築する。

【2年度目標】

生活困窮者が身近な地域で支援につながりやすい体制を整えるため、地域包括支援センターに相談機能を一元化するなど、個々の実情に応じた包括的かつ継続的な自立支援を行う。

【実施内容】

(1) 生活困窮者自立支援事業 35,269

- ① 対象者 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

② 実施事業

事業名	事業内容	補助率
自立相談支援事業	対象者の個別支援計画を策定し、自立に向けた相談支援を行うほか、地域のネットワークづくりを担う。	3/4
就労準備等支援事業	生活リズムが崩れている、就労意欲が低下しているなど、就労に向けた準備が整っていない人に対し、状況に応じたプログラムを開発し、一般就労への移行を段階的に進める。	2/3
家計改善支援事業	家計に課題を抱える人に対し、専門的な助言を行い、自らが家計を管理する力を高められるよう支援を行う。	2/3
一時生活支援事業	住居が無い急迫した生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所を提供し、生活の建て直しを行う。	2/3

- ③ 実施方法 令和2年度から、自立相談支援事業（11か所の地域包括支援センターにて実施）と就労準備等支援事業に分け、外部委託

(2) 住居確保給付費 824

- ① 対象者 離職等により、住居を失った又は失うおそれのある人
- ② 要件 離職後2年以内かつ65歳未満で、一定の収入額以下の人等
- ③ 事業内容 求職活動期間における住宅維持のための家賃を支給するとともに就職活動の支援を行う
- ④ 支給額 生活保護費の住宅扶助基準額以内の額（例：単身世帯32,000円）
- ⑤ 支給期間 3か月（一定の条件のもと最長9か月まで受給可能）

歳出科目 (P174～P175)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
かきざき福祉センター管理運営費	5,287	4,839	448

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	457	需用費	1,940
諸収入	42	役務費	33
一般財源	4,788	委託料	3,111
		使用料及び賃借料	203

【目的】

柿崎区における各種福祉団体等の活動の拠点として、市民の健康増進と福祉の向上を図るためのサービスを提供するとともに、適切に施設設備の維持管理を行う。

【2 年度目標】

年間利用者数 14,000 人

(平成 29 年度：13,501 人、平成 30 年度：13,416 人、令和元年度見込み：13,500 人)

【実施内容】

- (1) 運営管理
施設の利用受付、承認
- (2) 維持管理
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他
介護予防事業における通いの場として活用

<施設の概要>

- (1) 所在地
上越市柿崎区柿崎 558 番地 1 (平成 16 年 12 月開設)
- (2) 構造等
木造一部 2 階建 延床面積 776.76 m²
- (3) 施設内容
生きがい支援室 (機能訓練室)、会議室、子育て支援室、ボランティア研修室など
- (4) その他
平成 27 年度から直営施設として維持管理

提出課	福祉交流プラザ
-----	---------

歳出科目 (P174～P175)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉交流プラザ管理運営費	42,091	39,436	2,655

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,182	報酬	1,596
諸収入	1,107	共済費	261
一般財源	38,802	需用費	13,578
		役務費	1,800
		委託料	23,407
		使用料及び賃借料	1,354

【目的】

福祉の交流拠点施設として、障害のある人を含む子どもから高齢者の福祉の増進に必要な支援を行うとともに、市民が集い交流する場を提供することにより、互いに支え合いながら自立した社会生活を営み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実感できるように円滑な運営を図る。

【実施内容】

- (1) 運営管理 14,832
施設の利用受付、承認、館内事業所連絡会議
- (2) 維持管理 27,219
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他 40
館内事業者で組織する実行委員会による「ふれあいフェスタ」を実施し、障害のある人等との交流を深めるとともに、施設の利用促進を図る。

<施設の概要>

- (1) 所在地
上越市寺町2丁目20番1号
- (2) 構造等
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建（一部2階建）
建築面積 3,111.45㎡、延床面積 6,317.60㎡
- (3) 敷地面積
21,444.84㎡

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P174～P175)	3款1項2目	国民年金費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	6,089	5,288	801

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,089	報酬	4,058
		共済費	699
		旅費	174
		需用費	99
		委託料	770
		使用料及び賃借料	94

【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の方などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

【実施内容】

- ・第1号被保険者（20歳到達者を含む。）加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

<第1号被保険者数の推移>

(単位：人)

区分	平成29年12月末	平成30年12月末	令和元年12月末
第1号被保険者数	15,788	15,209	14,655

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P174~P177)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害福祉総務管理費	13,344	12,626	718

主な財源		主な経費	
一般財源	13,344	報酬	5,949
		共済費	648
		旅費	238
		需用費	504
		役務費	5,499
		使用料及び賃借料	274

【目的】

障害者総合支援法に基づく制度の適正な運用に努め、審査会及び支給決定事務を円滑に行うとともに、障害のある人が安心して生活できるよう、地域の実情に即した障害者福祉の推進を図る。

【2 年度目標】

認定調査、審査会及び支給決定会議事務を適切に行い、サービス利用希望者が速やかに希望のサービスを利用できるようにする。

【実施内容】

- (1) 障害支援区分等審査会及び支給決定関係経費 9,667
 - ・障害支援区分等審査会（委員 15 人：医師、社会福祉士、精神保健福祉士等）
 - ・障害支援区分認定調査員（会計年度任用職員 2 人）
 - ・主治医意見書作成、その他支給決定に関する事務費等（受給者証発行等）
- (2) その他事務費等 3,677
 - ・障害福祉ハンドブック作成 4,000 部
 - ・ヘルプカードの作成・配布 150 枚
 - ・障害者福祉計画作成 430 部

歳出科目 (P176~P177)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
重度心身障害者医療費助成事業	464,332	469,617	△5,285

主な財源		主な経費	
県支出金	206,751	一般財源	206,898
繰入金	25,043	報償費	1
諸収入	25,640	需用費	113
		委託料	9,105
		扶助費	455,113

【目的】

重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより障害者の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。

【実施内容】

(1) 制度概要

対象者にかかる医療費の自己負担額（1～3割）から本制度で定める一部負担金（病院等の窓口で支払う金額）を控除した額を助成する。

一部負担金（医療機関ごとに精算）

- ・外来 1か月4回までは1回530円（5回目以降は無料）
- ・入院 1日1,200円
- ・薬剤費 調剤薬局での薬剤費は無料

(2) 対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者（所得制限あり）

- ・受給者数 5,120人（令和元年12月末日現在）

<事業内訳>

区分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数（件）	120,872	118,807	118,502	△2,370
事業費合計（千円）	469,617	468,841	464,332	△5,285
報償費	2	1	1	△1
需用費	103	96	113	10
委託料	9,152	9,130	9,105	△47
扶助費	460,360	459,614	455,113	△5,247

歳出科目 (P176～P177)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別障害者手当給付等事業	157,794	158,423	△629

主な財源		主な経費	
国庫支出金	96,767	役務費	6
一般財源	61,027	扶助費	157,788

特別障害者手当や在宅介護手当の支給を行うとともに、心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成を行い、障害のある人等の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るもの

○特別障害者手当等 129,024

【目的】

在宅で生活する重度の障害がある人に対して、障害による精神的、身体的な負担を軽減する一助として手当を支給する。

【2年度目標】

窓口等において、制度内容及び認定要件の丁寧な説明を徹底し、制度の対象となる人に適正な給付を行う。

【実施内容】

(1) 特別障害者手当

- ・在宅で生活する20歳以上の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額27,200円を支給する。
- ・受給者数 332人（令和2年1月末日現在）

(2) 障害児福祉手当

- ・在宅で生活する20歳未満の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額14,790円を支給する。
- ・受給者数 101人（令和2年1月末日現在）

※各手当の支給月額については、令和元年全国消費者物価指数の物価変動率により改定となる見込み。

<事業内訳>

区分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①	
	当初予算①	実績見込み			
特別障害者手当	件数(件)	4,086	3,956	4,128	42
	支給額(千円)	111,140	107,431	112,282	1,142
障害児福祉手当	件数(件)	1,285	1,154	1,132	△153
	支給額(千円)	19,005	17,041	16,742	△2,263
合計	件数(件)	5,371	5,110	5,260	△111
	支給額(千円)	130,145	124,472	129,024	△1,121

○在宅介護手当 16,551

【目的】

在宅で生活する重度の障害のある人を介護又は介助している人に手当を支給し、障害のある人の日常生活の安定と福祉の増進につなげる。

【2年度目標】

対象等級の手帳交付時に制度周知を徹底し、制度の対象となる人に適正な給付を行う。

【実施内容】

・対象者

在宅で一定の基準以上の障害のある人（介護保険法に定める要介護認定者を除く）を常時介護している人

(1) 介護手当

・療育手帳A又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている重度の障害のある人を常時介護している人に月額5,000円を支給する。

・受給者数 265人（令和2年1月末日現在）

(2) 介助手当

・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている中・軽度の障害のある人を常時介護している人に年額20,000円を支給する。（年度途中で認定になった場合は月割りで支給）

・受給者数 51人（令和2年1月末日現在）

<事業内訳>

区 分		令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
		当初予算①	実績見込み		
介護手当	件数（件）	3,030	3,070	3,108	78
	支給額（千円）	15,150	15,350	15,540	390
介助手当	件数（件）	58	52	55	△3
	支給額（千円）	1,161	1,003	1,011	△150
合計	件数（件）	3,088	3,122	3,163	75
	支給額（千円）	16,311	16,353	16,551	240

○心身障害者扶養共済制度掛金助成 1,464

【目的】

障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を出し合い、保護者に死亡等があったときに残された障害のある人に年金を支給する保護者の相互扶助精神に基づく共済制度の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図る。

【2年度目標】

共済制度加入者に対し、掛金の月数に応じた助成金を年2回（前期、後期）適切に支給し、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

・対象者

市内に居住する新潟県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度の加入者
(平成 25 年度以降新規加入者は助成対象外)

- ・共済制度の 1 口目の掛金の 3 分の 1 を助成する。
- ・掛金助成対象者数 39 人 (令和 2 年 1 月末日現在)

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和 2 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数 (件)	520	522	498	△22
助成金額 (千円)	1,506	1,506	1,458	△48
手数料 (千円)	6	6	6	0

○精神障害者入院医療費助成 10,755

【目的】

精神に障害のある人の入院に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

【2 年度目標】

制度の対象となる全ての人々が助成を受けることができるよう、福祉相談員や医療機関等と連携し、適切に給付を行う。

【実施内容】

- ・精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者で、精神科病院の精神科病床に入院している人に月額 5,000 円を助成する (所得制限あり、申請月から助成)。
- ・受給者数 180 人 (令和 2 年 1 月末日現在)

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和 2 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数 (件)	2,091	2,077	2,151	60
助成金額 (千円)	10,455	10,385	10,755	300

歳出科目 (P176～P177)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者施設助成事業	14,196	35,456	△21,260

主な財源		主な経費	
一般財源	14,196	負担金補助及び交付金	14,196

社会福祉法人等に対し、障害者施設の建設費や運営費等を負担又は補助するとともに、施設の運営安定化等に向けた事業を実施するなど、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス基盤の整備を推進するもの

○障害者施設建設費等助成 896

【目的】

障害者施設の建設費及び運営費に対し、負担金を交付することにより、障害のある人の生活訓練、職業訓練及び福祉就労の場を確保する。

【実施内容】

(1) 障害者施設の建設資金借入の償還金に係る負担金 46

施設の名称	令和元年度 交付額①	令和2年度 交付額②	比較増減 ②-①	交付年度	
				開始	終了
たけのこ会 (妙高市)	46	46	0	H19	R3
合計	46	46	0	-	-

(2) 障害者施設の運営費に係る負担金 850

知的障害者入所更生施設やひこの里入所者に係る施設運営費負担金

○グループホーム・ケアホーム整備事業 3,300

【目的】

障害のある人の地域生活の場として大きな役割を担うグループホームの整備を推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせる場を確保する。

【2年度目標】

障害のある人のニーズを踏まえ、施設整備に取り組む事業所に支援をすることで、障害のある人の地域生活の場として大きな役割を担うグループホームの整備促進を図る。

【実施内容】

グループホームを整備する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成する。

- (1) 対象施設数 1 施設
- (2) 対象事業
 - ・新築、増築、改築によりグループホームを整備する事業
 - ・グループホーム以外の建築物（空き家を含む）の購入又は改築によりグループホームを整備する事業
 - ・グループホーム以外の建築物（空き家を含む）を賃借し、改修によりグループホームを整備する事業
- (3) 補助金額
 - ・国県補助採択事業：補助対象経費の 1/8（上限額 3,300 千円）
 - ・国県補助採択外事業：補助対象経費の 1/4（上限額 3,300 千円）

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和 2 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
対象施設数（か所）	4	3	1	△3
補助金額（千円）	12,822	7,677	3,300	△9,522

○障害福祉サービス事業所整備事業 10,000

【目的】

障害のある人の日中活動の場である障害福祉サービス事業所（生活介護、訓練、就労支援等）の整備を行うことにより、障害のある人が地域で安心して生活できる場を確保する。

【2 年度目標】

障害のある人のニーズを踏まえ、障害のある人の日中活動（生活介護、訓練、就労支援等）の場である障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む事業所に支援を行い、障害のある人が地域で安心して生活できる場を確保する。

【実施内容】

障害福祉サービス事業所を整備する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成する。

- (1) 対象施設数 1 施設
- (2) 対象事業
 - ・新築、増築、改築又は改修により障害福祉サービス事業所を整備する事業
 - ・障害福祉サービス事業所以外の建築物（空き家を含む）の購入又は改築により障害福祉サービス事業所を整備する事業
 - ・障害福祉サービス事業所以外の建築物（空き家を含む）を賃借し、改修により障害福祉サービス事業所を整備する事業
- (3) 補助金額
 - ・国県補助採択事業：補助対象経費の 1/8（上限額 10,000 千円）
 - ・国県補助採択外事業：補助対象経費の 1/4（上限額 10,000 千円）

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和 2 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
対象施設数（か所）	2	2	1	△1
補助金額（千円）	19,949	15,243	10,000	△9,949

歳出科目 (P176～P177)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住環境等整備事業	850	850	0

主な財源		主な経費	
県支出金	424	負担金補助及び交付金 850	
一般財源	426		

【目的】

障害のある人の専用居室の改造等に必要な費用の助成を行い、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、身体状況に適した住環境整備を促進する。

【2年度目標】

制度対象者及び対象条件について、障害福祉ハンドブック等で周知を図り、障害のある人の身体状況に適した住環境整備を促進するとともに、整備にかかる経済的な負担軽減を図る。

【実施内容】

障害者住宅整備補助金（障害者向け住宅リフォーム助成）

玄関・浴室・トイレ・居室・廊下等の改造、段差解消機・階段昇降機・ホームエレベーターの設置等に係る費用の一部を助成する。

- ・対象者 身体障害者手帳（個別等級）1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている人で、世帯の総収入が600万円未満の人
 - ・助成上限額 50万円（ただし、障害者日常生活用具給付事業対象者は30万円）
 - ・助成率 生活保護世帯 10/10、所得税非課税世帯 3/4、その他世帯 1/2
- <事業内訳>

区分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②－①
	当初予算①	実績見込み		
件数（件）	3	3	3	0
助成金額（千円）	850	850	850	0

歳出科目 (P176～P177)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
心身障害者福祉団体助成費	1,913	1,950	△37

主な財源		主な経費	
一般財源	1,913	負担金補助及び交付金	1,913

【目的】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、自主的に活動を行う福祉関係団体に補助金を交付し、障害のある人の地域活動の支援を図る。

【2 年度目標】

福祉関係団体と連携し、会員数の増加に向けた方策の検討と実践に取り組み、会員数の増加を図る。

【実施内容】

障害のある人やその家族等で組織される 9 団体を統括する上越市心身障害者福祉団体連合会に補助金を交付し、各団体が行う自立と社会参加に向けた活動を支援する。

< 構成団体 >

(平成 31 年 1 月末日現在)

団体区分	団体名	会員数 (人)
身体	上越市身体障害者連絡協議会	534
知的	上越地区手をつなぐ育成会	206
	上越市浦川原手をつなぐ育成会	30
	頸北手をつなぐ育成会	88
	名立手をつなぐ育成会	5
	精神	上越市家族会
重症心身障害等	上越市肢体不自由児者父母の会	85
視覚	上越市視覚障害者福祉協会	54
聴覚	上越市ろう協会	29
合計		1,128

< 補助金の内訳 >

(団体育成費の算出は、前年度 1 月末の会員数から算出)

項目	金額 (千円)	内訳
団体育成費	1,503	団体区分ごと 100,000 円 会員 1 人当たり 800 円
連合会事業費	410	研修会等
合計	1,913	

歳出科目 (P176～P177)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越市障害児（者）福祉ネットワーク構築事業	703	676	27

主な財源		主な経費	
一般財源	703	報償費	355
		旅費	43
		需用費	37
		役務費	268

障害のある人の生活を地域全体で支えるため、関係機関の連携強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を実施するもの

○上越市自立支援協議会 285

【目的】

障害のある人の地域生活を支援するため、障害者福祉における関係者が情報を共有し、課題等について協議を行うことにより、地域における障害者福祉の充実を図る。

【2年度目標】

上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映するとともに関係者のネットワークの強化を図る。

【実施内容】

障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づく上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に当たり、当該計画の見直しに係る協議を行う。

※相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者団体、教育関係者、就労・雇用関係者、学識経験者等の委員で構成

○上越市福祉有償運送運営協議会 50

【目的】

道路運送法に基づき、福祉有償運送の必要性や実施に伴う安全確保、旅客の利便確保の協議を行い、利用者の立場に立った運送を実施する。

【2年度目標】

運転手の確保、交通事業者との連携など福祉有償運送の運営に関する課題について協議を行い、継続的な運営に向けた支援を行うとともに、地域の実情を踏まえた障害のある人の移動手段を確保する。

【実施内容】

道路運送法に基づき、市内のNPO法人等による福祉有償運送の必要性や実施に伴う安全確保、旅客の利便や運転ボランティアの確保等について協議を行う。

※運送事業者、利用者、学識経験者、社会福祉法人、NPO法人代表等の委員で構成

【目的】

障害のある人が差別されることなく、地域で安心して生活できる環境づくりを推進するため、差別が生じないよう法の主旨を広く市民に周知・啓発するとともに、関係機関と取組について協議や連携を図りながら、差別の解消に向けた講演会の開催などを行う。

【2年度目標】

講演会などを通じた周知啓発により、障害者差別解消法に関する理解を促進し、合理的配慮が提供され、また、差別事案が生じた場合に相談しやすい環境を整備する。

【実施内容】

障害者差別に関する地域の実情を共有し、障害者差別の解消に向けた相談体制の整備、周知・啓発等について協議を行うとともに、市民に対する理解促進のための講演会を開催する。

※学識経験者、障害者団体、人権関係団体、福祉関係団体、医療・保健機関、行政機関の代表等の委員で構成

歳出科目 (P176～P177)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者緊急短期入所用居室確保事業	13,285	15,606	△2,321

主な財源		主な経費	
一般財源	13,285	委託料	13,285

【目的】

重症心身障害児（者）を自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭などの緊急的な事情により介護できない場合、医療機関において短期入所の受入れを行うことにより、介護者の負担軽減及び社会参加の促進を図る。

【2年度目標】

専門の病棟を持つ医療機関における病床を確保し、重症心身障害児（者）の介護者の負担軽減及び社会参加の促進を図る。

【実施内容】

医療行為を必要とする重症心身障害児（者）を自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭などの緊急的な事情により介護できない場合の緊急的な受入れを行うため、医療機関において入院病床を2床確保する。

実施施設	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター
利用形態	医療型
対象者	医療行為を必要とする重症心身障害児（者）等で病気等の事情により介護者がいないなど、短期入所サービスの利用が必要になった人

※このほか、上越地域医療センター病院においても、空床利用による短期入所を実施。

歳出科目 (P176～P179)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
軽・中等度難聴児補聴器助成事業	593	318	275

主な財源		主な経費	
県支出金	197	扶助費	593
一般財源	396		

【目的】

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児に対し、言語の習得やコミュニケーション能力の向上の促進を図る。

【2 年度目標】

軽・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減する。

【実施内容】

- ・補助対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の難聴児
- ・聴力レベル 30 デシベル以上
(ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めた場合はこの限りでない)
- ・補助基準額 (上限) 52,900 円 (高度難聴用耳かけ型の単価)
※両耳に装用が必要と認められる場合は、補助基準額に 2 を乗じた額を基準額とする。
- ・補助率

世帯区分	補助率
生活保護世帯	10/10
市民税非課税世帯	
市民税課税世帯	9/10

※障害者総合支援法に基づく補装具 (補聴器) の支給基準に準ずる。

※補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の額に補助率を乗じる。

< 事業内訳 >

区分	令和元年度		令和 2 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数 (件)	3	6	5	2
扶助費 (千円)	318	556	593	275

歳出科目 (P178～P179)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者就労支援事業	7,146	8,602	△1,456

主な財源		主な経費	
寄附金	1	役務費	101
一般財源	7,145	委託料	6,216
		負担金補助金及び交付金	829

障害のある人の就職や就労機会の拡大を図り、障害のある人が自立して自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を推進するもの

○農福連携障害者就労支援事業 409

【目的】

農業分野における障害のある人の就労機会の拡大や農作業を通じた生きがいをづくりを推進するほか、社会参加を目指す人の活躍の場の創出や就労意欲の向上を図る。

【2年度目標】

障害のある人の自立を実現するために必要な就労支援の一つとして農作業を推進し、就労に必要な技術・体力・意欲を養うとともに、より高い賃金確保を目指す。

【実施内容】

農福連携障害者就労コーディネート事業

農作業への従事を通じて障害のある人の農業就労に必要なスキルの向上を図るとともに、農業者の障害者雇用に対する理解促進のため、受入農業者の開拓や研修会の開催等を通じて、障害のある人が就労する障害福祉施設と農業者との橋渡しを行う。

○障害者就労・定着促進業務委託 5,908

【目的】

障害者就業・生活支援センターに「ジョブサポーター」を配置し、障害のある人の状況や障害特性に応じた就業面及び生活面の一体的な訓練、指導その他就労に必要な支援や職場定着に向けた支援などを行うことにより、在宅の障害のある人の就労や職場定着の促進を図る。

【2年度目標】

障害のある人の意向を踏まえながら、農業分野における就労先の開拓や職場実習の支援等を積極的に行うことにより、一般就労の拡大を図る。

【実施内容】

(1) 就労に向けた支援

- ・在宅で生活している障害のある人への助言や働きかけにより、積極的な就労活動の実施を促す。
- ・障害福祉サービスによる訓練に必要な連絡調整を行うとともに、訓練実施の状況を把握する。
- ・企業における実習計画の作成や実習先企業への障害特性の理解促進、同行支援その他必要な連絡調整を行うとともに、実習実施の状況を把握する。

(2) 就労先企業等の開拓

障害のある人の就労先又は実習先となりうる企業等の開拓を行う。

(3) 就労定着に向けた支援

障害のある人が就職した企業等において継続的に就労できるよう、就労状況を定期的に確認し、必要に応じて職場訪問を行うなど、就労後の課題や不安等の解消に向けた助言等を行う。

○障害者受託作業拡大事業補助金 829

【目的】

市内の障害者福祉施設の就労・就業活動を支援し、障害のある人の作業機会の拡大と作業工賃の向上を図る。

【実施内容】

市内の障害者福祉施設が共同で営業活動や受注を行うことにより、障害者の作業工賃の引き上げにつなげることを目的に設立された「上越ワーキングネットワーク」事務局の人件費の2分の1を補助する。

歳出科目 (P178～P179)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
強度行動障害支援者養成事業	56	56	0

主な財源		主な経費	
一般財源	56	報償費	55
		旅費	1

【目的】

自傷・他害行為等、危険を伴う行動を頻回に行う強度行動障害のある人に対し、適切な支援を行うことのできる支援者を養成する。

【2年度目標】

研修会の開催を通じて、障害福祉サービス事業所職員等が強度行動障害のある人へ適切に支援できるよう、職員のスキルアップを図る。

【実施内容】

障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、強度行動障害と特性や支援方法、より実践に即した対処の仕方等を習得する研修会を開催する。

(1) 対象者

市内の障害福祉サービス事業所職員、相談支援専門員など

(2) 実施する研修

講義を中心とした「基礎編」と演習を中心とした「実践編」を1セットとし、2回実施（1回30人程度）

歳出科目 (P178～P179)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
介護給付・訓練等給付事業	3,907,925	3,791,856	116,069

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	47	一般財源	981,270
国庫支出金	1,951,074	委託料	4,947
県支出金	975,534	扶助費	3,902,978

【目的】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の利用に係る介護給付費等を支給し、障害のある人が地域において安心して暮らせる環境を整備する。

【2年度目標】

計画相談会等で、障害のある人の個々の状況に応じて適切なサービスについて検討を行い、地域で生活を送るために必要なサービスを提供する。

【実施内容】

(1) 居宅介護 226,677

ヘルパーが自宅へ訪問し、自宅での入浴、排泄などの介護や家事支援、通院のための介助などを行う。

<事業内訳>

区分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	276	265	265	△11
延べ利用時間(時間)	54,812	50,839	50,844	△3,968
扶助費(千円)	232,000	224,030	226,677	△5,323

(2) 同行援護 10,681

視覚障害のある人の外出時における移動にヘルパーが同行し、必要な情報の提供や支援(代筆・代読を含む)を行う。

<事業内訳>

区分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	28	25	25	△3
延べ利用時間(時間)	3,416	3,036	3,204	△212
扶助費(千円)	8,963	10,846	10,681	1,718

(3) 行動援護 12,617

知的障害又は精神障害のある人で行動が困難な人の移動にヘルパーが同行し、外出時における危険回避のため必要な支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数 (人)	36	36	35	△1
延べ利用時間 (時間)	2,232	2,016	2,220	△12
扶助費 (千円)	15,078	12,739	12,617	△2,461

(4) 重度訪問介護 8,829

重度の肢体不自由により常時の介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数 (人)	3	4	4	1
延べ利用時間 (時間)	3,648	2,999	3,312	△336
扶助費 (千円)	11,279	8,148	8,829	△2,450

(5) 生活介護 1,340,753

常時の介護を必要とする人に、日中において、通所施設での入浴、排泄、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数 (人)	509	478	487	△22
延べ利用回数 (回)	114,888	107,772	118,560	3,672
扶助費 (千円)	1,301,588	1,295,931	1,340,753	39,165

(6) 療養介護 143,582

医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関への入所による機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数 (人)	50	47	46	△4
扶助費 (千円)	154,854	140,592	143,582	△11,272

(7) 短期入所 141,996

自宅で介護する人が病気の場合などに、介護が必要な人を短期入所施設に受け入れ、入浴、排泄、食事などの介護を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	192	186	194	2
延べ利用日数(日)	16,788	16,116	16,776	△12
扶助費(千円)	143,527	131,459	141,996	△1,531

(8) 放課後等デイサービス 210,943

在学中の障害児に対して、放課後や休日・長期休暇中などに、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流を促進するための支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	188	189	189	1
延べ利用回数(回)	21,612	20,892	20,784	△828
扶助費(千円)	212,452	218,345	210,943	△1,509

※食事負担額への助成を含む。

(9) 障害児相談支援 17,104

障害児に対し、必要な支援を行うため、課題の解決や適切なサービス利用に向けたサービス利用計画の作成及びモニタリングを通じたケアマネジメントを行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均実施件数(件)	67	90	95	28
扶助費(千円)	13,762	17,271	17,104	3,342

(10) 就労移行支援 149,076

企業等への就労を希望する障害のある人に対し、施設内外での就労体験、面接訓練、就労面接の同行など、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を一定期間行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	78	81	81	3
延べ利用回数(回)	16,668	17,554	17,556	888
扶助費(千円)	152,671	148,900	149,076	△3,595

(11) 就労継続支援A型 98,290

一般企業等で就労が困難な人に雇用契約等に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	55	60	65	10
延べ利用回数(回)	11,237	6,564	7,104	△4,133
扶助費(千円)	78,388	92,510	98,290	19,902

(12) 就労継続支援B型 666,493

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	435	456	460	25
延べ利用回数(回)	90,852	91,860	92,772	1,920
扶助費(千円)	635,409	669,576	666,493	31,084

(13) 自立訓練・宿泊型自立訓練 130,087

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、2年を限度として、身体機能及び生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

① 自立訓練

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	54	65	62	8
延べ利用回数(回)	10,536	12,972	12,336	1,800
扶助費(千円)	80,852	95,717	90,486	9,634

② 宿泊型自立訓練

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	22	29	29	7
延べ利用回数(回)	7,392	9,108	9,108	1,716
扶助費(千円)	31,990	41,070	39,601	7,611

(14) グループホーム 328,766

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	213	211	225	12
扶助費(千円)	306,435	305,697	328,766	22,331

(15) 施設入所支援 331,933

入所施設において、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等の支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	205	203	199	△6
扶助費(千円)	327,736	334,602	331,933	4,197

(16) 相談支援 66,275

① 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支えるため、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを通じたケアマネジメントを行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均実施件数(件)	284	294	318	34
扶助費(千円)	59,924	58,571	64,024	4,100

② 地域相談支援

長期入院や施設から地域生活に移行する人に対し、地域生活移行後の連絡体制を確保し、緊急時の相談に応じる等の支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
月平均利用人数(人)	19	18	18	△1
扶助費(千円)	2,758	2,765	2,251	△507

(17) 障害者支援施設等措置委託料 318

障害のある人が周囲の支援が受けられなくなった場合に、緊急に施設入所等の必要な措置を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
委託料	318	0	318	0

(18) 給付費・医療費支払委託料 4,629

サービス事業者への給付費支払業務を新潟県国民健康保険団体連合会等に委託する。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
委託料	4,364	4,425	4,629	265

(19) 高額障害福祉サービス費 6,873

① 高額障害福祉サービス費

障害福祉サービスや障害児通所支援、介護保険サービスを併用利用している人などに対し、個々に設定されている月額負担上限額を超えた額を高額障害福祉サービス費として支給する。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
扶助費	4,027	4,132	3,893	△134

② 新高額障害福祉サービス費

65歳に達するまでの5年間、障害福祉サービスを利用していた非課税世帯等の高齢者に対し、介護保険サービス移行後の利用者負担額を軽減するため、負担額を新高額障害福祉サービス費として支給する。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
扶助費	4,848	3,048	2,980	△1,868

(20) 児童発達支援サービス費 12,003

就学前の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

<事業内訳>

区 分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
扶助費	8,633	5,873	12,003	3,370

歳出科目 (P178～P179)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
補装具費支給事業	45,032	46,657	△1,625

主な財源		主な経費	
国庫支出金	22,516	扶助費	45,032
県支出金	11,258		
一般財源	11,258		

【目的】

国の制度に基づき、身体に障害のある人の身体機能を補完又は代替する用具の購入及び修理に係る費用を支給し、経済的負担の軽減を図るとともに、自立や社会参加を促進する。

【2年度目標】

医療機関や障害者施設、更生相談所、補装具作成業者等と連携し、補装具を必要とする障害のある人に対し、障害特性に適した補装具を支給する。

【実施内容】

<事業内訳>

区分	令和元年度		令和2年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数(件)	490	489	456	△34
扶助費(千円)	46,657	4,584	45,032	△1,625

<主な対象品目>

区分	補装具名
視覚障害	視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
音声機能障害	重度障害者用意思伝達装置(肢体不自由の認定が必要)
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ、座位保持装置、歩行器
内部障害 (呼吸機能障害)	車椅子

歳出科目 (P178～P179)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
日常生活用具給付事業	45,892	42,894	2,998

主な財源		主な経費	
国庫支出金	13,991	扶助費	45,892
県支出金	7,078		
一般財源	24,823		

【目的】

重度の障害のある人等に安全かつ容易に使用できる実用的な用具を給付することにより、日常生活上の困難を改善し、自立と社会参加を促進する。

【2 年度目標】

医療機関や障害者施設、日常生活用具取り扱い業者等と連携し、日常生活用具を必要とする障害のある人に対し、心身の状態に適した日常生活用具を速やかに支給する。

【実施内容】

身体障害者手帳等の交付を受けた人や難病患者及び小児慢性特定疾病児童を対象に日常生活を快適に過ごすための用具を給付する。

< 事業内訳 >

区 分	令和元年度		令和 2 年度 予算②	比較増減 ②-①
	当初予算①	実績見込み		
件数 (件)	4,420	4,559	4,723	303
扶助費 (千円)	42,894	44,747	45,892	2,998

< 主な対象品目 >

区 分	品 名
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用血圧計
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置
肢体不自由	移動・移乗支援用具、入浴補助用具、居宅生活動作補助用具
呼吸器機能障害	ネブライザー (吸入器)、電気式たん吸引器
膀胱直腸機能障害	ストマ用装具、紙おむつ
知的・精神障害	頭部保護帽
難病患者	パルスオキシメーター (動脈血中酸素飽和度測定器)
その他	人工喉頭 (笛式、電気式、埋込型用人工鼻)